

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」に寄せられた御相談

概要・実績について

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」は、文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等に関する御質問等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応するもの(※)であり、令和6年2月28日以降、「AIと著作権」に関する御相談も受け付けている。

「AIと著作権」に関して、令和5年度に寄せられた御相談は26件(全体162件)、令和6年度については現在相談を受け付けているところであり、集計中である。

※ 回答の対象となる相談は、文化芸術活動に関わる当事者[もしくは法定代理人(未成年者の親権者等)、または委託や信託により契約に関する事務を引き受けている方]、AI 開発やサービス提供を行う事業者等、及び芸術家等以外の AI 利用者からの、ご自身の活動や契約に関係して生じる問題及びトラブルに関する内容に限っている。(文化芸術活動に関する法律相談窓口・注意事項参照)

「AIと著作権」に関するものとして寄せられた御相談について

令和6年3月15日に取りまとめられた「AIと著作権に関する考え方について」(以下、「考え方」という。)においても言及されていたとおり、現在も、本相談窓口等を通じて、AIの開発や利用によって生じた著作権侵害の事例や被疑事例の積極的な集積に努めているところである。

現在までに寄せられているAIに関連する主な御相談内容(著作権侵害の事例・被疑事例以外のものを含む)について、概略を以下のとおり紹介する。

※ 本相談窓口の回答の対象となるものを次頁以降で紹介する。

御相談内容について①

《自身が受けた具体的な被害相談(著作権関係)》 ※ 著作権法における考えも合わせて記載。

- 自身が作成したイラストを無断で利用された。
 - ・ 自身が作成したイラストを生成のための指示画像としてAIに入力(i2i)して生成されたと思われる類似画像が作成され、その画像が第三者のオリジナルの作品として公表された。
 - ・ 自身が作成したイラストが、AIを利用して性的な画像に改変された。
- 生成物に既存の著作物との類似性及び依拠性があれば、当該既存の著作物の著作権侵害となり得る。【考え方: p.32, 33, 35参照】
- 作成に当たって自身の著作物を用いた可能性があるLoRAを作成され、自身の氏名等を冠して当該LoRAを配布されている。
 - AI学習に際して、いわゆる「過学習」を意図的に行う場合等は、享受目的が併存すると評価され、著作権侵害となり得る。【考え方: p.20, 29, 35参照】
- 学習用データとして収集されているといわれる海賊版サイトに、自身の画像が無断で転載された。
 - 著作権者の許諾なく自身の著作物が海賊版サイトに掲載されていれば、著作権侵害となり得る。

御相談内容について②

《自身が受けた具体的な被害相談(その他)》

- AIの活用に反対していること等に関連して、SNSでの誹謗中傷・嫌がらせ等の被害を受けた。
- AIを活用していること等に関連して、SNSでの誹謗中傷・嫌がらせ等の被害を受けた。
 - ・ AIを活用してイラストを作成しているが、誹謗中傷により当該イラストの発注案件が中止となった。
- 自身の作風によく似たイラストを第三者により作成・公開された結果、自身の作品であるとの誤解や、自身のイメージダウンに繋がった。

《自身の文化芸術活動に関連した御質問等》

- 自身の作品を学習用データとして有償提供することを検討している。権利処理に当たっての留意事項や、無断で利用された場合に著作権侵害を主張するための方策等について知りたい。
- 自身が行おうとしているAIの利用方法は著作権侵害になり得るか。

御相談内容について③

《その他》

- インターネット上の自身の画像が、AI学習に利用された可能性がある。
 - ・ 生成AIの学習に用いられているとされるデータセットに、自身の作品が含まれているようだ。
 - ・ 生成AIの学習に用いられたとされるクリエイターのリストに、自身の名前が含まれていた。
- (AIにより学習されることの不安から) SNS等への作品の投稿を控えた結果、自身の作品等の宣伝機会を失うなど、精神的・経済的に損失が生じている。 等